津久見市移住者居住支援事業補助金交付要綱

|  |
| --- |
| (平成27年4月1日告示甲第8号) |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|

|  |  |
| --- | --- |
| 改正 | 28年4月1日告示甲第19号 |

 |

|  |
| --- |
|  |

(趣旨)

第1条　この要綱は、地域を担う人材となる移住者の増加による地域活力の向上を図るため、本市に移住しようとする者(以下「移住予定者」という。)に対して、市内に住宅を確保するために必要な費用について、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関して、津久見市補助金等交付規則(昭和39年津久見市規則第9号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条　この要綱において、用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1)　「移住」とは、平成28年4月1日以降に市外の市区町村から本市へ転入を届け出ることをいう。ただし、転勤、出向等職務上や大学進学等による一時的な転入や親族等と同居して生活を共にする場合、その他これらに類する転入は除く。

(2)　「空き家」とは、津久見市空き家情報バンク制度要綱(平成20年津久見市告示甲第1号)第4条第2項の規定により空き家情報バンク空き家登録台帳に登録された物件をいう。

(3)　「所有者等」とは、移住予定者と契約締結した売家、貸家、賃貸アパート又は空き家等の不動産の所有者又は管理者をいう。

(4)　「定住」とは、将来にわたって市内に5年以上生活の拠点を置くことをいう。

(補助要件)

第3条　この補助金の交付の対象となる要件は、次の各号に掲げる全ての要件を満たすものをいう。

(1)　移住予定者が市内に住所を有していない者、または移住している者のうち、移住から１年を経過していない者であることを確認できること（移住日の前日から起算して前１年間に市内に住所を有していた場合は除く。）。ただし、研修又は活動の後に定住が見込まれる「ファーマーズスクール」や「地域おこし協力隊」等、市長が別に認める活動期間については、その期間を除外する。

(2)　転勤、出向等職務上や大学進学等による一時的な転入でないことを確認できること。

(3)　移住予定者が定住を誓約できる者であることを確認できること。

(4)　移住予定者が本市への移住後、自治会へ加入すること。

(5)　移住予定者が本市への移住後、市の実施する各施策に関する調査等に協力すること。

(6)　所有者等が家財処分又は住宅の改修を行う場合は、前各号の要件を満たした移住予定者と賃貸借契約を締結済みであることを確認できること。

(7)　補助金申請者の属する世帯を構成する世帯員全員が市区町村税を滞納していないことが確認できること。

(8)　補助金申請者の属する世帯を構成する世帯員全員が生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による住宅扶助その他の公的制度による家賃補助等を受けている者でないこと。

(9)　住宅を賃借する移住予定者が住宅の改修を行う場合は、改修に対する所有者等の承諾、賃借期間終了後の原状回復義務の免除及び買取請求権の放棄について確認ができること。

(10)　移住予定者と所有者等が3親等以内でないことを確認できること。ただし、移住予定者と3親等以内の関係にある者が移住してくる者のために、新たに新築、購入、または空き家等の改修をし、移住予定者がその住宅に居住することが明らかであることを確認できる場合は、この限りではない。

(11)　移住(予定)者、所有者等が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下、同じ。)又は暴力団(同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。)若しくは暴力団員と密接な関係を持つ者でないことを確認できること。

(12)　この補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)について、当該交付年度内に完了することが確認できること。

(13)　その他市長が交付対象者として不適当と認める者でないこと。

(補助対象事業等)

第4条　補助対象事業、対象者、経費、補助率及び限度額は次の表に掲げるとおりとする。ただし、本事業以外に、国や地方公共団体からの補助金が交付される場合は、その補助に係る部分の経費を除くものとする。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 　 | 事業区分 | 補助対象者 | 補助対象経費 | 補助率 | 限度額 |
| (1) | 仲介手数料補助 | 移住予定者又は所有者等 | 不動産の賃貸借又は売買契約に要する仲介手数料（宅地建物取引業者による仲介を受けた場合の仲介手数料） | 補助対象経費の10/10以内 | 5万円/物件 |
| (2) | 家財処分補助 | 移住予定者又は所有者等 | 空き家及びその敷地内に散在する家財等の撤去、処分費用（処分業者等を利用した際の実費） | 補助対象経費の10/10以内 | 10万円/物件 |
| (3) | 新規建設・住宅購入補助 | 移住予定者 | 新規の住宅建設費用又は住宅購入費用 | 補助対象経費の10/10以内 | 100万円/物件 |
| (4) | 改修補助 | 移住予定者又は所有者等 | 中古住宅又は空き家に居住するために必要な改修費用（住宅改修を行う業者等を利用した際の実費であり、改修費用が30万円以上のものに限る。） | 補助対象経費の2/3以内 | 100万円/物件 |
| (5) | 引越補助 | 移住予定者 | 住居移転に必要な引越し費用（運送業者等を利用した際の実費） | 補助対象経費の2/3以内 | 20万円/世帯 |
| (6) | 移住奨励金 | 移住を完了した者 | － | － | 10万円/世帯 |

2　前項の規定により算出した補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

3　第1項の表の(3)と(4)を併用して補助する場合は、1物件あたり(3)と(4)をあわせて100万円を限度とする。

4　移住後、同一の世帯を構成する世帯員の2分の1以上が第3条第1号の要件を満たしている場合に、本事業の対象とする。

5　併用住宅を改修する場合において、併用部分の工事は、本事業の対象外とする。ただし、併用部分を地域のために活用する等、公益性が認められる場合は、この限りではない。

6　国、県又は市が所有する住宅の改修については、本事業の対象外とする。

7　補助対象経費には、原則として、消費税を含むものとする。

8　補助金の交付は、1物件(1世帯)につき1回に限るものとする。

9　県内からの移住に対しては、(3)と(4)に係る補助額について2分の1相当額を津久見商業協同組合が発行する商品券で交付するものとする。ただし、算出した2分の1相当額に1,000円未満の端数があるときは、その端数分を補助金で調整するものとする。

(補助金の交付申請)

第5条　補助金の交付を受けようとする補助対象者は、津久見市移住者居住支援事業補助金交付申請書(第1号様式)、津久見市移住者居住支援事業補助金補助事業実施計画書(第2号様式)、誓約書兼承諾書(第3号様式)(移住予定者及び所有者等分。ただし、補助金申請者が移住予定者の場合で、仲介手数料補助、新規建設・住宅購入補助、引越補助及び移住奨励金について申請する場合においては、所有者等分を除く。)、移住予定者の住民票の写し(移住後、同一の世帯を構成する世帯員全員分)及び市区町村税の滞納がないことを証する書類(補助金申請者が移住予定者の場合に限る。移住後、同一の世帯を構成する世帯員全員分)に、次の各号に掲げる補助事業の区分に応じ、当該各号に定める書類を添え、これを市長に提出しなければならない。

(1)　仲介手数料補助

ア　仲介手数料の見積書の写しなど額を証する書類

(2)　家財処分補助

ア　空き家の賃貸借又は購入に係る契約書の写し

イ　家財等の撤去、処分費用の見積書の写しなど額を証する書類

(3)　新規建設・住宅購入補助

ア　新規の住宅建設費用又は住宅購入費用に係る見積書の写しなど額を証する書類

(4)　改修補助

ア　中古住宅又は空き家の賃貸借又は購入に係る契約書の写し

イ　改修に対する所有者等の承諾、賃借期間終了後の原状回復義務の免除及び買取請求権の放棄について確認ができる書類(住宅を賃借する移住予定者が住宅の改修を行う場合)

ウ　改修費用の見積書の写しなど額を証する書類

(5)　引越補助

ア　引越し費用の見積書の写しなど額を証する書類

2　市長は、前項の規定にかかわらずその他必要と認める書類の提出を求めることができる。

(補助条件)

第6条　この補助金の補助条件は、次のとおりとする。

(1)　補助事業の内容又は経費の配分の変更(市長が定める軽微な変更を除く。)をする場合は、津久見市移住者居住支援事業補助金補助事業変更承認申請書(第4号様式)を市長に提出し、その承認を受けること。

(2)　補助事業を中止し、又は廃止する場合は、津久見市移住者居住支援事業補助金補助事業中止(廃止)承認申請書(第5号様式)を市長に提出し、市長の承認を受けること。

(3)　補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。

(4)　この補助金に係る収入及び支出を明らかにした預金通帳、金銭(預金)出納簿等の帳簿及び契約書、領収書等の証拠書類は、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管すること。

(5)　その他、規則及びこの要綱の定めに従うこと。

2　第1項第1号に規定する市長の定める軽微な変更の範囲とは、補助金の額に変更を及ぼさない変更で、補助対象経費の20パーセント以内の増減(又は補助対象経費の対象経費の費目間における流用で、いずれか少ない額の20パーセント以内の増減)とする。

3　市長は、第1項第1号又は第2号の規定による申請があった場合において必要があるときは、申請事項について指示することができる。また、交付決定の内容を変更又は取り消したときは、津久見市移住者居住支援事業補助金変更・取消決定通知書(第6号様式)により、当該申請者に通知するものとする。

(補助金の交付決定の通知)

第7条　市長は、第5条の規定による申請を審査し、補助金の交付を適当と決定したときは、津久見市移住者居住支援事業補助金交付決定通知書(第7号様式)により、当該申請者に通知するものとする。

(完了報告)

第8条　第7条の規定による補助金の交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、補助事業の完了後速やかに津久見市移住者居住支援事業補助金補助事業完了報告書(第8号様式)(以下「完了報告書」という。)及び移住者の住民票の写し(移住後、同一の世帯を構成する世帯員全員分)に、次の各号に掲げる補助事業の区分に応じ、当該各号に定める書類を添え、これを市長に提出しなければならない。

(1)　仲介手数料補助

ア　仲介手数料の領収書など支払いを証する書類

(2)　家財処分補助

ア　家財処分前後の写真

イ　家財等の撤去、処分費用の領収書など支払いを証する書類

(3)　新規建設・住宅購入補助

ア　建物の登記事項証明書の写し

イ　新規の住宅建設費用又は住宅購入費用に係る請求書又は領収書など額又は支払いを証する書類

(4)　改修補助

ア　改修箇所の工事前後の写真

イ　改修費用の請求書又は領収書など額又は支払いを証する書類

(5)　引越補助

ア　引越し費用の領収書など支払いを証する書類

2　市長は、前項の規定にかかわらずその他必要と認める書類の提出を求めることができる。

(補助金の額の確定通知)

第9条　市長は、前条の規定による完了報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、津久見市移住者居住支援事業補助金の額の確定通知書(第9号様式)(以下「補助金の額の確定通知書」という。)により、交付決定者に通知するものとする。

(補助金の交付請求)

第10条　前条の規定による通知を受けた交付決定者が、補助金の交付を請求しようとするときは、津久見市移住者居住支援事業補助金交付請求書(第10号様式)及び補助金の額の確定通知書の写しを市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第11条　市長は、前条の規定による請求があったときは、交付決定者が指定する金融機関に振込みの方法により速やかに補助金を交付するものとする。なお、第4条第9項に規定する商品券の交付に該当する場合は、交付決定者に津久見市移住者居住支援事業補助金　商品券引換証（第11号様式）（以下「商品券引換証」という。）を交付するものとし、交付決定者は「商品券引換証」を津久見商業協同組合に提出し、商品券を受領するものとする。

(補助金の取消し等)

第12条　市長は、交付決定者が第3条に規定する要件を欠いたとき、又は偽りその他不正の手段によって、補助金の交付を受けたときは、交付の決定を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(その他)

第13条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

(施行期日)

1　この告示は、平成27年4月1日から施行する。

(失効)

2　この告示は、平成30年3月31日限りでその効力を失う。ただし、この告示の失効前に第7条の規定による補助金の交付決定を受けた者に対するこの告示の規定の適用については、この告示の失効後も、なおその効力を有する。

附　則(--年--月--日告示甲第--号)

|  |  |
| --- | --- |
|

|  |
| --- |
|  |

 |

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

第1号様式(第5条関係)

津久見市移住者居住支援事業補助金交付申請書

[別紙参照]

第2号様式(第5条関係)

津久見市移住者居住支援事業補助金補助事業実施計画書

[別紙参照]

第3号様式(第5条関係)

誓約書兼承諾書

[別紙参照]

第4号様式(第6条関係)

津久見市移住者居住支援事業補助金補助事業変更承認申請書

[別紙参照]

第5号様式(第6条関係)

津久見市移住者居住支援事業補助金補助事業中止（廃止）承認申請書

[別紙参照]

第6号様式(第6条関係)

津久見市移住者居住支援事業補助金変更・取消決定通知書

[別紙参照]

第7号様式(第7条関係)

津久見市移住者居住支援事業補助金交付決定通知書

[別紙参照]

第8号様式(第8条関係)

津久見市移住者居住支援事業補助金補助事業完了報告書

[別紙参照]

第9号様式(第9条関係)

津久見市移住者居住支援事業補助金の額の確定通知書

[別紙参照]

第10号様式(第10条関係)

津久見市移住者居住支援事業補助金交付請求書

[別紙参照]

第11号様式(第9条関係)

津久見市移住者居住支援事業補助金　商品券引換証

[別紙参照]